

森有礼文相における「学政」・「教育」と教師・家庭

An Investigarion into the Minister for Education Arinori Mori: His Conception "Gwakusei", "Kyoiku" and His Understanding for Teachers and Parents.

吉田昌弘

Masahiro YOSHIDA

森有礼文部大臣が行った演説における、教育と関わって父母や家庭について論ずる際の論理を整理検討した。森文相は、権利義務論の位相では、父兄はその子弟を「学に就かしむるの任」を国家に対して有するとともに、一方で、子弟の教育についての「自由」を有することを認めていた。学校での教育は、一面で父兄の国家に対する就学義務の履行として行うものであり、一面で父兄からその「子弟を引受けて」教育する意味のものであった。また、社会的位相においては、森文相は、事実として家庭で「教育」が行われることをとらえ、それを指して「家庭ノ教育」という言葉を用いている。そして女がその子を「教育」するのは「天然」「自然の仕組」によると考えていた。また、森文相は、学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、実際には「委託」として行うものであるから、「教育ノ恩」は主として「父母」に対して感じさせるべきであって、それを学校に対して感じさせることにより「親子ノ情」を害することにならないようにすべきことを述べていた。また、「家庭ノ教育」が未だ宜しきを得ないから、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施すべきことを述べるにしても、それは「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケ」た変動期であることによって生じた、新旧のずれによるものと理解しており、過渡的なものと扱っていた。

森文相の教師観は、権利義務論の位相において、国家事業の一端を担うという国家-教師関係と、「他人の子弟を引受けて」教育するという父兄-教師関係の両方の論理を含んでいた。社会的な位相では、そもそも学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、「教育ノ恩」は主として学校ではなく「父母」に対して感じさせるべきであると述べており、すなわち、教育を行う関係として、むしろ父母と子どもの関係を基礎にして、学校・教師と子どもの関係を説明する論理を用いていた。

キーワード：教育制度 森有礼 教師 家庭 教育

はじめに

本論文は、森有礼文部大臣が行った演説における、教育と関わって父母や家庭について論ずる際の論理を、それらと教師との関係にも着目しつつ、森文相の「学制」「教育」概念を基礎に、整理検討することを、目的とする。

第1節 家庭教育政策の動向と教育史の研究課題

近年、「教育」政策上で「家庭教育」が強調される動向にある。文部科学省の周辺では、2006年に全改となった「教育基本法」に特に「家庭教育」の条文が設けられ、現在それに基づく「家庭教育」支援施策が推進されている。特に最近話題に上っているのは自由民主党における「家庭教育支援法」制定の動きである¹。

もちろん、「家庭教育」を強調する動向には、保守的な社会観・家族観に基づき、家庭への国の関与をめざす運動も関係している²と思われるが、それはともかく、本論文で注目したいのは、これが家庭「教育」政策として、すなわち「教育」政策の一環として強調されることである。言

¹ 自由民主党において、「家庭教育支援法案」を議員立法として提出する動きが進んでいる。法案は直近の第194回国会までのところ未提出と思われる。

「役員連絡会後 下村博文幹事長代行記者会見 平成29年2月24日(金)10:30~10:45」(<https://www.jimin.jp/news/press/chief-secretary/134305.html>)

Question 東京新聞の大野です。自民党のPTが家庭教育支援法をまとめました。きょうの総務会です承される見通しですが、これについて今国会成立を目指すのか、またこの法案の意義や狙いについて伺います。

Answer これは国が家庭に関与するというものではありません。ただ、今、例えば貧困家庭における家庭教育が、親が忙しすぎて十分になされていない。それから児童養護施設等は、本来は親なき子が入る施設にもかかわらず、99%は親がいる。しかし、3万人の定員も超えている。理由は親のDVであったり子育て放棄であったりという現象がもうすでにたくさんあります。それを未然にできるだけフォローアップするという意味で、地方自治体あるいはNPOあるいは地域が、そういう家庭支援が必要だと思われる親御さんの家庭については何らかの支援をする。昔は3世代住宅等があって、みんなで子育てをするというのが当たり前の時代がありましたが、今は「孤育」といって、若いお母さんが孤独・孤立のなかで子育てに悩んでいる。また、どのようにしたらいいかも分からない。近くにおじいちゃんやおばあちゃんがいるわけでもないという家庭もたくさんありますから、そういう家庭に対して何らかの社会的な支援をする必要があるというのが家庭教育支援法のメインで、10年前に教育基本法を改正したときに初めて家庭教育というのは、基本法には入れているが、それについての具体的な施策については全く10年間進んでいませんでしたので、それをフォローアップするための法律として今回、議員立法として出されています。

Question 東京新聞の大野です。今国会成立を目指すということですか。

Answer もちろん自民党としてはきょう総務会です承してもらえればそういう方向で進むということですね。

² 例えば自由法曹団「家庭教育支援法案の提出に反対する」(http://www.jlaf.jp/html/menu2/2017/20170328124136_5.pdf)を参照。尚、検討段階で削除されたものの、自由民主党内の「家庭教育支援法」素案では、「家族を「社会の基礎的な集団」と位置づけていた」とされる。(朝日新聞デジタル「家庭教育支援、地域住民に協力要請 自民の法案明らかに」2017年2月14日 <http://www.asahi.com/articles/ASK2G35C8K2GUTIL00V.html>)

うまでもなくこれは、内閣府、厚生労働省と文部科学省の管轄を前提にしているだろう。「子ども・子育て支援」政策が内閣府レベルで推進される中、例えば厚生労働省所管であり、児童福祉法に基づいて設置されている保育所は近年では「子育て支援」施設という趣旨でもとらえられるようになっており、先の「家庭教育」支援政策は、このような動向における文部科学省の側での動きと見ることもできるだろう。

さて、筆者は過去の論文³で、日本教育史の研究について、〈教育史〉のアプローチと「教育」制度史のアプローチの二つを対比的に取り上げた。同論文では後者の立場に立って議論を展開したが、もちろん、この二つは一方のみが行われるべきものではなく、双方が相まって議論を構成するものである。すなわち、今日の教育研究者が教育ととらえる歴史的事実——これが〈教育史〉の研究対象である——を究明する一方で、その範囲及び周辺を視野に入れつつ、それと関わらせながら、制度上の「教育」概念を含めた歴史的な「教育」概念を事実として検討しその展開の中に現代の研究者の「教育」概念を位置づける、という循環が意識されなければならない。その上で、上記の論文では、その循環のうちで特に制度上の「教育」概念を規定する条件として、文部省の管轄についての制度を取り上げることとなった。すなわち、「教育」を学校中心にとらえなければならないような制度的条件、大学を含めた学校全般が「教育」で論じられなければならないような制度的条件を、文部省の管轄についての制度が与えていることを、問題として浮上させたのである。

この問題の上で上記の「家庭教育」についての動向をとらえてみることで、〈教育史〉研究と「教育」制度史研究に一つの課題が提起される。日本近代教育史ということ言えば、研究史上、ともすれば学校中心的な視点となりがち傾向があった。これに対して、近代教育史を、家庭教育を含めた教育全体を見る観点からとらえ直して行くことが課題となり得る⁴。本論文で扱う森有礼文相の「教育」観は、その研究課題が具体的に展開され得る研究対象の一つと考える。すなわち、本論文は、学校における教育についての議論を中心に理解されがちな森有礼文相にとっての「教育」を、家庭を視野に入れながら改めて検討するものである。

³ 吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出。

⁴ 小山静子は、家庭教育についての言説研究をもとに、「公教育体制の確立」について以下のように論じている。「つまり、公教育体制の確立とは、単なる学校教育制度の成立を意味しているわけではなく、家庭教育の成立とも大きく関わっていた。そしてその家庭教育とは、学校教育制度の登場に促されながら意識化されたものであり、母が担い、学校教育を補完する役割を果たすものであった。すなわち公教育体制とは、このような家庭教育をも含み込んだ形での、子どもの社会化に関する教育体制の確立だったのである。」(小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1981年、p.85-86)ここでは、学校を念頭に論じられてきた「公教育体制」を、「子どもの社会化に関する教育体制」としてとらえなおす議論が、「家庭教育」に注目する視点を通して提起されている。

第2節 先行研究

1. 家庭教育史研究

以下では、家庭教育史の主要な研究のいくつかを簡単に整理しながら、究明されるべき問題点を示してゆく。

家庭教育史研究の研究成果を見ると、そこに三つの研究対象を指摘できる。すなわち、第一は家庭教育の実態、第二は制度上の「家庭教育」概念、第三は言説上の家庭教育論である。本論文は森有礼文相の演説を研究史料としてとりあげるものであり、第一の、家庭教育の実態を究明するものではない。本論文は主として第二・第三の対象に関わる。

第一の、家庭教育の実態について。家庭教育の実態の直接的研究ないしそれを究極的な研究対象とする研究は、先の対比をもとに言えば<家庭教育>史研究と称することができる。すなわち、研究者の設定する家庭と教育についての定義を暗黙ないし明示的な前提として、その家庭教育の実態を描くものである。例えばこの分野のまとまった業績の一つである小林輝行の書には、同書の全体的構成について、以下のような説明がある。

本書は、教育学、教育史研究において依然として未開拓の領域に属する近代日本の家庭教育をとりあげ、主として家庭教育論と家庭教育の実態という両面から考察し、家庭教育の時代的推移と家庭における人間形成の営みの時代的特質を明らかにしようと試みたものである。家庭教育論においては、伝統的儒教主義、欧米の個人主義思想に立脚した個性尊重主義、明治期後半から台頭しはじめた国家主義と社会主義という四つの立場から分析し、家庭教育の実態面では、士族の家庭、農民家庭、知識人の家庭をとりあげ、階層差を視野において分析考察した⁵。

「家庭教育の実態面」について、同書では自伝資料や当事者の書簡などを用いてその姿を描いており、「階層差」を前提にいくつかの類型を設定して、それらの対比を含めて家庭教育の実態を描いている。その際の「家庭教育」の定義は明確ではないが、上記の引用によれば恐らく「家庭における」「教育」を指しており、それは学校教育や学校制度からとりあえず独立した「教育」と見ることができよう。

家庭教育史研究の第二の研究対象として見ておきたいのは、制度上の「家庭教育」概念である。これについての主たる議論は佐藤秀夫によるものである。

(1)

……〔第二次教育令では——引用者注〕従来の教育令で単に「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ」（第一次教育令第一七条）とあった緩やかな条文を、次のように改定した。

⁵ 小林輝行『近代日本の家庭と教育』杉山書店、1982年、p.ii。

学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノ
ハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ（第一七条）

その改正理由において、「児童ヲシテ学校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ就カシムル所以ノモノハ他ニアラス其主眼唯普通教育ヲ受ケシムルニアルノミ故ニ此等ノ手段ヲ除クノ外別ニ普通教育ヲ受ケシムルノ途アル例ヘハ家庭ニ於テ児童ヲ教育スル者ノ如キハ亦之ヲ許サルヲ得ス然リト雖トモ之ヲ以テロニ藉キ以テ就学ノ責ヲ塞カントスルモノノ如キ或ハ其無キヲ保ス可カラス是ノ如キハ則チ豈至当ノ監制ヲ為ササルヲ得ンヤ」と述べていたように、この条文は旧既定に欠けていた「監制」を明記したものであって、学校以外での就学そのものを禁止して就学の学校入学主義原則を採用したわけではなかった。この就学方式は当時、学校教育と対比して「家庭教育」と総称された。もとより父母などの就学「責任」履行上の一形態であるから、「一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育」、のちの家庭教育とは異なる内容のものであった。これは、学校設置が必ずしも児童の通学可能な全地域にまで普及しておらず、しかも校舎設備が一般に狭小である実態への配慮と、欧米での *tutor*（家庭教師）による教育、非学校的私教育の発想に模して採用されたものと考えられる⁶。

(2)

それからもうひとつの点は、家庭教育が学校教育に従属されてしまっていたということがあります。家庭教育という言葉自体が、最初に公式に使われはじめた一八八〇（明治十三）年の第二次教育令下では、家庭において学校の教科課程どおりに教授するのを「家庭教育」と呼んでいました。「一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育ヲ指スニ限ラサルナリ」（『文部省示諭』一八八二年）とわざわざ解説しましてね。しかも、文部省はその家庭教育に基準を設け、公立学校において試験をして「修了」を認定すること、その「試験不合格連続二度ニ及フモノハ小学校ニ入学セシムヘシ」と指示までしていた。のちの小学校令でも家庭で「尋常小学校ノ教科」を授けることが認められますが、要するに法制上の「家庭教育」は学校教育の代替でしかなく、そうであればこそ「家庭学習」と称して宿題や学習、つまり学校教育の跡始末や準備をする場が家庭という通念のようなものが定着してしまう。「大東亜戦争」中に「戦時家庭教育指導要項」のようなものが制定されて、「一家団欒の間に行フ所ノ教育」の組織化が着手されますが、その場合も母親学級などを通じて、学校がその組織化の衝にあたることになるわけです。学校とは異なる教育の場としての地域や家庭は、明治以来一貫して否定視されてきたのではないのでしょうか？

(1) の引用部分においては、改正教育令の条文について「学校以外での就学そのものを禁止し

⁶ 『日本近代教育百年史』3、財団法人教育研究振興会、1974年、p.1054-1055（佐藤秀夫執筆部分）。

⁷ 「対談 生活の時間・空間と学校の時間・空間」『叢書 産育と教育の社会史3 生活の時間・空間学校の時間・空間』新評論、1984年、p.12（佐藤秀夫の発言）。

て就学の学校入学主義原則を採用したわけではなかった」としながら、「父母などの就学「責任」履行上の一形態」としての「家庭教育」概念を説明している。一方(2)の引用部分においては、改正教育令下の「家庭教育」について「家庭において学校の教科課程どおりに教授するのを「家庭教育」と呼んでい」たことや、「家庭教育」の場合に公立学校で修了試験を行うことをもとに、森文政期に制定された「小学校令」の時期も含めて、「家庭教育」について、「要するに法制上の「家庭教育」は学校教育の代替でしかなく」と評価している⁸。

学校教育と「家庭教育」の関係に関する、この二つの論理の矛盾について、佐藤の説明はない。「家庭教育」の位置づけや「家庭教育」の意味について、当事者が用いた論理を今少し精密に理解するという課題がここから提起されるだろう。

この点を直接問題にしたわけではないが、山本敏子は、いわゆる『文部省示諭』(明治15年)について、「学校教育ノ家庭教育ニ勝ルコト既ニ斯ノ如シ」と「学校教育」優位の立場に立っていたこと、「家庭教育ノ学科及程度ハ其府県ノ小学校教則ニ従フベシ」と述べていること、を指摘した上で⁹、「当時児童就学の奨励つまり子どもを学校にやっけて普通教育を受けさせること(それ故の「父母後見人の就学責任」)が文部省内の最大の課題であったという現実がある。」¹⁰と述べている。すなわち、当事者における学校教育優位の見方と、当事者の文部省当局者にとって「就学責任」は学校教育普及のためのものであったことをセットにした歴史理解を提示している。

しかしながら山本は、当事者の文部省当局者にとって「就学責任」が学校教育普及のためのものであったことについては実証的な証拠を示していない。ここでは、『文部省示諭』の記述から、学校教育優位の立場を読み取ることで、文部当局者にとっての就学責任の意義づけを推測するという論法になっている。「父母後見人の就学責任」の理解と家庭教育の位置づけは、実証的に考究する意味のある問題であると言える。

⁸ 中内敏夫も「家庭教育」を「学校教育のもうひとつのかたち」と見る論理に言及している。中内は「家庭教育」とは自ら区別した「家族の教育」の歴史を述べる論文の冒頭で以下のように整理している。すなわち、「学校教育に対して家庭教育の充実と活性化の必要を説く論調がみられる。ここでその歴史をのべる「家族の教育」というのは、この「家庭教育」のことではない。「家庭教育」のカテゴリーは、一八八〇年、当時の文部省の公用語としてあらわれ、その意味するところは、家でおこなう「普通教育」、つまり学校教育のもうひとつのかたちであった。新興の新中間層が、輸入語ホーム(home)とだぶらせながらこのことばをふえんすが、現在でもこの意味の原型は保存されているとあってよい。これに対して、家族教育は、文字通り家族(family)のおこなう教育であって、必ずしも学校教育と内容を同じくするものではない。」(中内敏夫「家族と家族のおこなう教育——日本・十七世紀～二〇世紀——」『一橋論叢』第97巻第4号、1987年、p.497)

⁹ 山本敏子「明治期における〈家庭教育〉意識の展開」『日本教育史研究』第11号、1992年、p.15-16。

¹⁰ 山本敏子「明治期における〈家庭教育〉意識の展開」『日本教育史研究』第11号、1992年、p.16。

ここで実際に『文部省示諭』¹¹を見てみよう。「家庭教育」と同じく学校以外の就学方法とされた「巡回授業」と比較してみたい。

まず「巡回授業」については、「元来、巡回授業ハ、人民貧窶小学校ヲ維持スルノ資力ニ乏シク若クハ僻土陋郷山谷隔絶シ若クハ窮陰氷雪ニ閉チラレ相住来シ難キ等ノ地ニ施スヘキモノニシテ、教授ノ方法完全ノモノニアラス。教育上固ヨリ斯ノ如ク不十分ナル方法ノ行ハルハヲ希望セサレハ、地方ニ於テハ成ルヘク各町村ニ小学校又ハ其分校ヲ設置スルコトヲ計画セサルヘカラス。」¹²と述べている。すなわち、第一に、「巡回授業」を実施する理由として、「人民貧窶小学校ヲ維持スルノ資力ニ乏シ」い場合やその土地が著しく不便な場合を挙げている。第二に、「巡回授業」についてははじめから「教授ノ方法」が不完全であると述べている。

次に「家庭教育」について。そもそも「家庭教育」の項の冒頭は、「学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授クルモノヲ総称シテ家庭教育ト云フ」で始まっており、「家庭教育」の定義が改正「教育令」の第十七条¹³に依拠するものであること、したがって父母後見人の就学責任の問題において「家庭教育」概念が定められていることがわかる。

その上で、「家庭教育」についての議論は「巡回授業」とは異なるものとなっている。第一に、「家庭教育」を行うことが必要とされる理由について。「若シ父母後見人等、修身ノ教育其他ノ

¹¹ 『文部省示諭』について、佐藤秀夫「解題——一八八二（明治十五）年の学事諮問会と『文部省示諭』』とに関する研究 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、p.1-34を参照。また本論文で『文部省示諭』の内容については同書を参照した。

¹² 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、p.58-59。

¹³ 関係する条文を一括して掲げれば以下の通りである。

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十四条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス
但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第十六条 小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七条 学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八条 小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

望アリテ其児童ヲ自ラ教授セント欲スルカ、又ハ他ニ師ヲ撰ヒテ之ニ従学セシメント欲スルモノアルニ於テハ、法令又之ヲ禁セス其情願ヲ許スコトアルヘシ。」¹⁴と、「修身ノ教育其他」についての「父母後見人ノ望」、「他ニ師ヲ撰」んで従学させたい場合の二つを挙げている。すなわち、「巡回授業」では、小学校を設けられない消極的理由を挙げているのに対し、「家庭教育」については父母後見人の積極的希望が挙げられている。尤もここで、就学責任論上で、父母後見人の上記のような希望を尊重することについて、それを説明する論理は判然としない¹⁵。

第二に、学校教育と「家庭教育」の優劣について。『文部省示諭』では、「家庭教育ト学校教育トノ利害得失如何ヲ視ルニ、彼此其利害得失ヲ異ニシ、概シテ之ヲ論スヘカラスト雖モ……」と、両者の利害得失について、それがそもそも問題になり得るという前提に立ち、また利害得失が家庭教育と学校教育で互いに異なることを述べる。さらに利害得失を具体的に述べる際には、

家庭ニ於テ教育ヲ受クル児童ハ、日常其親近スル所ノモノ唯其父母兄弟等ニ止マルヲ以テ、概子寡聞ニシテ自己ノ脳力十分ニ発達スルノ機会ヲ得サルノミナラス、己レノカヲ称量スヘキ尺度ナキヲ以テ、其得ル所寡少ナルモ自ラ之ニ満足シ動モスレハ傲慢心ヲ生セシムルノ憂アリ。之ニ反シ、学校ハ恰モ児童ノ一世界ノ如ク、前途ノ尚大ナル学校即チ世界ニ立ツノ準備ヲナスノ処ニシテ、自他関係ノ種々ナルヲ悟リ相互ニ競争心ヲ惹起シ共ニ心身ノ発達ヲ誘進スル等、其益タル一々枚挙ニ遑アラサルナリ。学校教育ノ家庭教育ニ勝ルコト既ニ斯ノ如シ¹⁶。

と、「教授ノ方法」においてではなく、児童の相互関係のもつ教育的意義において、学校教育の優位を説明している。

すなわち、『文部省示諭』においては、学校教育と「家庭教育」の関係について、単純に学校教育優位であるとか、「家庭教育」は学校教育の代替であるとかいう論法を敢えてとっていないのである。

以上『文部省示諭』を見てきたが、就学責任論上の学校教育と「家庭教育」との関係についての当事者の意識は、『文部省示諭』のみによって簡単に決定できる問題ではなく、周辺史料も含めてさらに考察する必要がある。その際には、『文部省示諭』で、上記のように「巡回授業」と「家庭教育」で異なる論理を用いなければならなかった事実も考え合わせる必要があるだろう。確かに、山本の論文も指摘するように、『文部省示諭』では、「家庭教育ノ学科及程度ハ其府県ノ小学校教則ニ従フヘシ」¹⁷という「制限」に言及している。しかしそのことが、「家庭教育」が

¹⁴ 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、p.60。

¹⁵ この点、森有礼文相自身の用いた論理について、本論文で考察することになる。

¹⁶ 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、p.59-60。

¹⁷ 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、p.60。

学校教育の代替であることや、さらに「父母後見人の就学責任」が学校教育普及の方便であることを意味するわけではない。

とはいえ、近代学校がない時代の、家庭で行う教育と、小学校教則に沿った「家庭教育」の実態を比較することができれば、大きな違いがあるとも推測される。したがって、仮に『文部省示諭』で言う「家庭教育」が実際に行われたとすれば、家庭で行う教育の実態の変化というく教育史>的問題において、就学責任論とそれに基づく「家庭教育」が幾許かの意義を持ったということになる。家庭で行う教育の実態史の問題として議論することができよう。あるいは、当事者において『文部省示諭』が示すような「家庭教育」の実質が従来の家庭で行う教育と異なることは意識され得たであろうから、家庭で行う教育についての意識の上に、就学責任論とそれに基づく「家庭教育」概念が持った意義を、考察することもできるだろう。いずれにしても、就学責任論とそこにおける「家庭教育」概念をそれ自体として究明した上で、一方で、就学責任論自体とは区別された対象における、就学責任論とそこにおける「家庭教育」概念が持った意義を、究明するという、アプローチが必要と考える。

第三に、言説上の家庭教育論について。もちろん「就学「責任」履行上の一形態」という意味での「家庭教育」等、制度上の「家庭教育」概念も、制度論等として言説の上に現れ得るわけであるが、言説上の家庭教育論の研究においては、「家庭教育」の制度論に特別焦点をあてて究明することは関心を持って行われていないようである。その上で、言説上の家庭教育論の研究には、さらに二つのアプローチを区別できるだろう。すなわち(A)言説上で家庭教育という概念(あるいは「家庭教育」という言葉を直接に使っていなくてもそれに相当する概念)が成立する事実を究明する研究、(B)家庭で行う教育についての言説を追う研究、の二つである。

小山静子「良妻賢母思想と公教育体制」¹⁸は、家庭教育という言葉が、学校教育に対する概念として用いられるという言説上の状況を指摘している。

このようにこの時期〔「明治三〇年代から四〇年代」(同書 p.68-69)——引用者注〕の家庭教育論は、学校教育に比べての家庭教育の「遅れている」状況を打破し、家庭教育を「近代化」すべく主張されたのだが、では一体、この「近代化」された家庭教育は、学校教育とどのような関係にあると考えられていたのだろうか。

まず、家庭教育がどのようなものとして考えられていたのか、述べておきたい。『家庭及教育』だけでなく、どの論者も共通して、家庭教育という言葉が学校教育に対しての概念として使っていた。したがって、家庭教育は、子どもが成長するにつれて、教育全体の中で占める比重が軽くなっていくものの、大体、子どもが成人に達する(あるいは学校教育を終了する)まで続くと考えられている。そして家庭教育を学校教育の対概念として措定し

¹⁸ 小山静子「良妻賢母思想と公教育体制」『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。同「「家庭教育」の登場」『規範としての文化』ミネルヴァ書房、1990年、新版2003年、も同趣旨である。

たことにより、大村仁太郎や松本孝次郎以外の著書では、家庭教育と学校教育との関係性が、考察すべき大きなテーマの一つとして取り上げられていた。他方で、学校教育を離れて、家庭教育そのものの意味を問うということはあまりなされていない。その結果として、家庭教育を家風の伝達や「家」意識の涵養など、独自の教育目標をもつものとして理解する主張も、ほとんどなかったのである¹⁹。

この引用では、家庭教育という言葉の用法について、それが「学校教育に対しての概念」として用いられた事実を述べている。そして同書は、そのことを梔子にしつつ、家庭教育が「学校教育とどのような関係性を有すると考えられていた」²⁰のかを考察する議論へと進む。前記の引用でも既に、独自の教育目標をもつものとして家庭教育を理解する主張が少なかったと述べているが、そのことも踏まえつつ以下のように述べる。

いくら家庭教育にはそれ固有の役割があり、学校と協力しあっていくべきだといったところで、そこから見えてくるのは、学校のやり方に合わせ、学校教育をいわば下から支えてゆく家庭教育でしかない。そしてそこには、親が自己の見解に基づき、独自に子どもを育てていく、といった姿は、垣間見ることはできないのであった²¹。

「学校のやり方に合わせ、学校教育を下から支えてゆく家庭教育」という、学校教育と家庭教育の関係性である。さらに同書では、その関係性を含めて、(さらに同書のテーマである女子教育も含めて)「公教育体制」の中においてとらえてゆく。

家庭教育論を検討する中で、女と家庭教育、家庭教育と学校教育との関係性が明確化してきたといってよいだろう。そこでこれらの点を考察することを通して、女子教育が公教育体制の中でもっている意味を明らかにしていきたい。

まず指摘しておかねばならないことは、家庭教育論は、日本国家の存続・発展にとっていかに重要であるかという、国家の視点から論じられていることである。つまり、次の日本を背負って立つ国民養成の必要性という観点から、家庭教育のもつ価値が認知され、それを将来担うであろう女に対する教育が、必要不可欠と主張されたのである。もちろん、次代の国民養成という観点からすれば、最も重要だと考えられていたのは学校教育であり、事実、明治国家はその定着に多大のエネルギーを使っていた。それに比すれば、家庭教育のもつ意味は小さいかもしれない。しかし、学校教育ばかりでなく、家庭教育と相まって初めて、国民教育は完成すると考えられていたこと、しかも、学校教育が定着してきた明治三〇年代という時点で、家庭で行われている教育が「遅れている」と意識され、その改善が図られたことは、やはり注目すべきであろう。この意味で、母による家庭教育と学校

¹⁹ 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1981年、p.77-78。

²⁰ 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1981年、p.80。

²¹ 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1981年、p.83。

教育とは、国民養成を担っていく車の両輪といってもよいだろうし、この両者が、「近代」における教育を担い、やがてはその機能を肥大化させ、教育を独占していくことになるのである²²。

当時の家庭教育論は、「日本国家の存続・発展にとっていかに重要であるかという、国家の視点から論じられて」おり、その観点からして、家庭教育と学校教育は「国民養成を担っていく車の両輪」であった。

同書を意識しつつ、藤枝充子「家庭教育論成立への模索——堺利彦に着目して——」は、自らの家庭教育論研究の課題について以下のように述べている。

小山静子（『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一年）や山本敏子（「明治期における〈家庭教育〉意識の展開」（日本教育史研究会編『日本教育史研究』第一一〇号、一九九二年））が明らかにしているように、近代の日本で成立した家庭教育は、学校教育を補完するもの、学校教育の対概念として用いられている。しかし、本稿の中で家庭教育という語は、本稿の目的に照らし、学校教育の対概念に限定することなく、家庭の中で子どもに対して行われる教育的営み全般を指す語として用いていく²³。

ここでは、小山静子や山本敏子の研究が、家庭教育概念の形成を扱っているのに対し、藤枝自身は、論じている対象が「家庭の中で子どもに対して行われる教育的営み」であるような言説を取り上げることが、宣言しているわけである。

同論文の課題は以下のように設定されている。

……本稿では、彼〔堺利彦——引用者注〕の日記、書簡、自叙伝に着目し、父としての堺利彦の姿と『家庭の教育』の内容的特色を描き出し、彼の家庭教育論の特色を捉え直してみたい。それにより、近代日本で主流となる家庭教育論とは異なる家庭教育論成立に向けた一つの模索に光を当てることにつながると考えている²⁴。

実は先の引用は、この引用部分中の「彼の家庭教育論の特色を描き出し」の「家庭教育」に付けられた注である。両者を合わせ見ると、藤枝の論文の研究課題には、家庭教育概念そのものは仮に学校教育の対概念として用いられたとしても、「家庭の中で子どもに対して行われる教育的営み」を論ずる議論を見ることで、小山の書が指摘するような「近代日本で主流となる家庭教育

²² 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1981年、p.83-84。

²³ 藤枝充子「家庭教育論成立への模索——堺利彦に着目して——」『保育と家庭教育の誕生1890-1930』藤原書店、2012年、注(1)。

²⁴ 藤枝充子「家庭教育論成立への模索——堺利彦に着目して——」『保育と家庭教育の誕生1890-1930』藤原書店、2012年、p.155。

論」とは異なる議論があったことを指摘する、という意図が含まれていることになる。

以上のように、家庭教育史研究にはいくつかの研究対象があり、またそれぞれについてのアプローチも分裂を含んでいる。もちろん対象の違いやアプローチの分裂そのものは否定されるべきものではないが、そのような研究状況において、特定の論者に注目して、各対象やアプローチによる見方から見える論理を突き合わせつつ、それら相互の関連を含めて議論を総合的にとらえるというアプローチも、意味を持つだろう。

本論文で取り上げる森有礼文相は、行政担当者としての立場で制度を論じ、またその発言はマスメディアに発表され、論説としての意味を持った。家庭教育史研究の現状を踏まえつつ家庭教育、家庭で行う教育に関わる森文相の演説を検討することは意味のあることだろう。後述する通り、森有礼文相は教育に関する権利義務の議論で父兄について論じているとともに、一方で、家庭で行う教育についても学校と対比しつつ論じていた。両者は別の議論ではあるけれども、それを整理するとともに関連させて理解してみたい。

2. 森有礼研究

文相期森有礼の教育思想の研究において、家庭教育、家庭で行う教育に関する議論は焦点が当てられることがなかった。そのこともあって、森の教育思想は学校教育の思想によってとらえられてきたと言ってよい。

確かに、「妻妾論」を主たる研究対象として、森有礼の婚姻観、家族観については夙に研究蓄積がある。一方教育の方について言えば、森は、女子が将来家庭で教育を行うという点を含めて、女子の教育（この場合学校における教育）を論じており、その議論もよく知られている。しかし、森文相が家庭で行う教育をいかにとらえていたかを総合的に見ることや、さらに森文相にとっての「教育」の全体を家庭を含めてとらえることといった課題は見過ごされてきた。その背景には、森が文部大臣として行った施策に、家庭で行う教育を直接対象としたものが見られないこと、それと並行して、森が文部大臣として残した文書や演説記録に、家庭で行う教育に触れた部分が、学校で行う教育について述べたものに対して圧倒的に少ないこと、を挙げることができる。

第3節 構成

森有礼文相は各地における演説の中で同じ主題を繰り返し説いている。演説を検討した結果、父母や家庭について教育と関わって論ずる議論を、三つの主題の議論の中に確認できた。以下ではその主題ごとに順に森文相の演説を検討する。

すなわち第一に、子どもの教育に関わる権利義務についての議論、第二に、女子教育についての議論、第三に、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論である。最後に、三つの主題における論理を関連させつつ総合して考察したい。

第1章 子どもの教育に関わる権利義務についての議論

本章では、子どもの教育に関わる権利義務論の中で、父母や家庭について論ずる際の論理を、検討したい。

森文相の演説の中で、父母の、子の教育に関する権利義務について最も包括的に触れているの

は、以下の演説である。

扱今更ら申す迄もなき事かは知らされとも右冒頭に述へし如く教育の方法か周密になるとか又は詳明になるとかと云ふことに付きて一二を話さん、抑も政府にて天皇陛下の聖意を奉し教育の政事をなすと云ふものは旧教育令にもある如く今日とても同様にして其の事業を政府にて引受け施行すること、即ち学校令を布ひて全国の父兄に命令しその子弟を学校に入らしむるは国家枢要の事を以て此の如きの政令をなすものたり、而かして其の子弟を引受けて教育を為す処の直接の責任を負へるは校長教員其の人なり、故に若し校長の責任を分ては一つは国家に対し一つは児童の父兄に対し尽くすべきものなりとす

依って先づ其父兄に対するものより謂はんか、児童の母なり父なり兄なり又たは後見人なりに代りて校長教員は之れに完全の教育を与へて彼らをして安心せしむべきの義務あり、人の父兄たる者は皆なその子弟をして学に就かしむるの任を国家に対して有するものなり、而してその学に就かしむるには家庭に於てするも不可なかるべく私立学校に於てするも亦不可なかるべく、各々自ら好む処に就き教育して可なるは即ち是れ父兄の自由なり

唯夫れ自由なり、然れども学には就かしめざるへからず、又た学ぶ所の課程と性質とは政府の許す処のものたらざるへからず、学に就かしむる以上は仮令不善不良の学たるも可なるの道理は千萬之無きなり、之を要するに善良なる学なれば強て公立には限らすと雖とも私立学校にては経済の点と云ひ又た之を監督する政事と云ひ能く行届かざるを以て自然公立学校を好むこととなり、現に今日にては全国靡然として公立学校に入るの有様とはなりたり、その公立学校に在る所の校長教員之を世話する戸長殊に校長は責任最も重し、即ち他人の子弟を引受けて教育するの衝に当れはなり

凡そ世の中に他人の委託を引受けて大事とすべきものは沢山なるべしと雖とも未だ他人の子弟を引受けて教育をなす程大事なる者は亦稀なるへし、故にその大事の大事たることを知るの深き校長教員の引受けたる学校にては子弟の教育を善良にし之れを知るの浅き校長教員の引受けたる学校にては子弟の教育を前者の如く善良にし能はず、左れば教育を善良にせんと欲せば他人の子弟を引受けて教育するは至極大事なりとの感覚の深きを要す、此の感覚の深ければ深き程教育を善良にし得へし、且つこれに知識学問を添へて能くこれをなせば愈々益々可なりとす

以上申せし所は格別事新らしき事にては無く各々方か平常講究して熟知せらるる所の者たり、

…… (中略) ……

扱只今国家の位置を進ましむる事を申せしか、我が日本か現今高き位置を有し居れるならば夫ほと心配は無用なれとも今日の有様は何とも口にいふへからざるだけ残念の体為なり、尤も維新以来稍進歩する処あつて幾分か国家の信用を厚くしたるには相違なきも未だ々々欧米各国の間に我が日本を推し出して考る時は実に残念至極なり、お互いに今日は何れ進歩の犠牲となり我が子孫の時代に至て始めて満足の結果を得べきのみ

誠にお互たるものは進歩の犠牲とならざるへからざることなれば其の精神もて注意の上に

注意し而して教育の事に従はれんことを切望するなり云々²⁵

この演説では、校長の責任を、国家に対するものと「児童」の父兄に対するものに分け、後者から先に順に述べている。前者については、この演説の末尾部分で触れており、上記引用にはその部分も含めてある。

演説の記録であるので言葉の足りない部分もあるが、記録から森の論理を推定してゆこう。

森文相は、父兄が国家に対して負う、子弟を学に就かせる義務²⁶について議論を展開している。すなわち、「人の父兄たる者は皆なその子弟をして学に就かしむるの任を国家に対して有するものなり」と述べ、子弟を就学させる義務を、父兄が国家に対して負うことを確認している。その際その就学を「家庭に於てするも不可なかるべく」とし、改正「教育令」下の「家庭教育」と同様、就学義務の履行形態として、家庭での就学を認めている。尤もこれには、「学ぶ所の課程と性質」が政府の許す処のものでなければならないという制約がついている。就学義務論に基づく論理はさらに以下のように続く。父兄が国家に対する就学義務を履行する仕方は、先に述べたように家庭においてすら可能であり、私立学校によっても公立学校によってもよいわけであるが、しかし「経済の点」「之を監督する政事」に照らして、自然公立学校が好まれ、今日全国で公立学校に入るように靡いている。

一方で、森の議論は、父兄が子弟を就学させる義務にはとどまっていない。そもそも森文相は、校長教員には、「児童の母なり父なり兄なり又は後見人なりに代りて」児童に「完全の教育を与へて彼らをして安心せしむへきの義務」があるとしつつ、その、父母後見人を「安心せしむへき」校長の「義務」について述べる文脈で、先の父兄の就学義務に触れているに過ぎないのである。

森文相は、公立学校の校長教員、それを世話する戸長の責任は重いと言うが、その理由は、「他人の子弟を引受けて教育」する衝に当たっているからである。その直後に「凡そ世の中に他人の委託を引受けて大事とすべきものは沢山なるべしと雖とも……」と言っているが、それは、父兄から子弟を就学させる義務の履行を委託されているという意味ではない。その理由は、第一に、その周囲二か所に「他人の子弟を引受けて」とあることである。すなわち字義通りには、教育を委託された子弟がその父兄の子弟であるということを言っていると推測される。そして、「他人の子弟」を引受けることが大事であるという感覚が、教育を善良にすることにつながる

²⁵ 「森文部大臣の演説」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.356-359（演説は明治 20（1887）年 1 月 25 日に鹿児島において行われた）。

²⁶ 上引の演説では森文相は、この意味において「義務」という言葉を使っていない。しかし他の演説で、明治 19（1886）年 4 月の「小学校令」を念頭におきつつ父兄の「義務」について述べた例がある。すなわち、「子弟ニ教育ヲ得セシムルハ父兄ノ義務ニ属シ」（「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽六県学事巡視ノ際説示ノ要領」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.531）、「今日或ル勅令ニ抛レハ父兄タルモノハ其子弟ヲシテ学ニ就カシメル義務ガアル」（「森文部大臣御演達（筆記写）」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.548（演説は明治 22（1889）年 2 月 5 日））。

言うのである。また第二に、「他人の委託を引受けて」が単に父兄が国家に対して負う義務を委託され、引受けている意味ではないことは、その部分が、わざわざ校長の国家に対する責任と父兄に対する責任を分けて、殊更前者を論ずる文脈で言うものであることからわかるのである。

ここで問題としたいのは、森文相が「各々自ら好む処に就き教育して可なるは即ち是れ父兄の自由なり／唯夫れ自由なり」と述べる際の意味である。一つの可能性は、ここで言う「父兄の自由」が、父兄の子弟を就学させる義務上のものであり、それを履行する上での裁量権である可能性である。一方いま一つの可能性は、森文相が、父兄が子弟を教育する自由について述べている可能性である。

その際理解が分れてくるのは、第一に、「然れども学には就かしめざるへからず」から「千萬之無きなり」までについてである。前者の場合には、それは裁量の範囲を示していることになり、後者の場合には、父兄の自由に対する国家的制限を述べていることになる。また第二に、「他人の子弟を引受けて教育する」ということがいかなる基礎を以て論じられているかもなお理解が分かれる問題だろう。すなわち、父兄と子弟との関係を森文相がいかなる基礎において理解しているかという問題である。先述の通り、「他人の子弟を引受けて教育する」とは、国家に対する義務の履行を「引受け」という意味ではない。その上で言えば、前者の場合には、父兄と子弟との関係を、就学義務論を離れたそれに先立つ関係としてとらえ、それに基づいて校長教員が「引受け」という関係を見ていると言えるだろう。後者の場合には、「他人の子弟を引受けて」は、父兄の自由に基づく子弟の教育を、学校が「委託」され「引受けて」いるという意味にとらえるべきである。あるいは、森文相がこの演説で「父兄の自由」に一方の意味だけを込めたのではなく、両方の意味を込めた可能性も想定してよいだろう。

いずれにしても、学校において校長教師が行う教育は、一面で父兄の国家に対する就学義務の履行として行うものであり、一面で父兄からその「子弟を引受けて」教育する意味のものであった。父兄と学校との関係、父兄と子弟との関係をいかにとらえていたかは、森文相の教育思想を理解する上で、いわゆる森の「自由主義」と「国家主義」という、森有礼理解の根本問題に関わるものであり、検討に値する問題である²⁷。

尚、校長教員について言えば、しばしば森文相の教師観として、例えば以下の演説を根拠として、その国家主義的な性質が指摘される。

夫レカラ其次ニハ教育ノ政、此ノ大体ヲ聞テ貫ハ子ハナラン、何ノ為メニ文部省ヲ設ケテ居ルカ何ノ為メニ小学校ヲ設ケテ居ルカト云フニ、是等ハ国家ニ必要ナ為メニ設ケテアル、然ラハ国家ト云フ事カ第一ノ事デアアル、是レカ即チ主眼デアアル、斯ノ学校ニ出ル教員生徒、

²⁷ 森有礼が、国家と個人の価値的二元論に立ち、「教育」については個人の自由に属すると考えていたこと、「教育」と、国家が教育に関わる働きである「学政」を区別していたこと、については既に別の論文で明らかにした。吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出を参照されたい。

或ハ文部省ニ出ル役人何レモ国家カ大事デアルト云フ所ニ基クモノデ、一個人ノ便利ト一個人ノ為メニ何ニカト云ヘハ大体カ末ニナル、今日国家ニ於テ何事ヲ為スモ総ベテ其目的ヲ失ハヌ様ニシテ貫ハ子ハナラン、国家ト云フコトヲ仏門デ本尊ト立テ、政府デ行フテ居ル方ノ教育学問ニ就テハ国家ト云フ事カ本尊デアアル、此ノ本尊ヲ軽ク見ル者ハ教員生徒或ハ文部省ノ役人ニシテモ是ハ不適當ナ者デアアルカラ逐出シテ仕舞ハ子ハナラン²⁸

しかし、この引用部分は明らかに「教育ノ政」についての議論として述べられており、「教育」自体としては議論されていない。森の言う「教育ノ政」とは文部省の事務である「学政」の一部であり、それは国家・個人の二元論的な制度観を持つ森において、明確に国家事業なのである²⁹。上引の演説はこの側面からする教師の意義づけとして「政府デ行フテ居ル方ノ教育学問ニ就テハ国家ト云フ事カ本尊デアアル（傍点は引用者による）」と述べているに過ぎない。

これまでの議論を踏まえれば、通説とは異なり、森文相の教師観は、国家事業の一端を担うという国家-教師関係と、「他人の子弟を引受けて」教育するという父兄-教師関係の両方の論理の複合であると見なければならぬだろう。

第2章 女子教育についての議論

森文相が演説で家庭や父母について論ずる際の議論の主題の第二は、女子教育についての議論である。すなわち、女子教育について議論する文脈で、母が子を「養育」「教育」することに触れている。女子教育について論じた演説は数多く見られるが、いくつかの例を挙げて検討しよう。

(1)

女子教育ハ当県ニテモ漸次着手セシコトナレトモ、一般ヨリ云ヘハ女子教育ハ未タ殆ント忘レタルカ如キ景況ナリ、然ルニ教育ノ順序ヲ以テ論スレハ女子教育ハ男子教育ニ先タ、サル可ラス、蓋シ女子ハ男子ト異ニシテ子ヲ産ムトキハ直チニ天然ノ教員ニシテ家庭ノ教育ハ全ク慈母一人ノ手ニアリ、天然ノ教員ニシテ適當ノ資格ヲ得ルニ至レハ教育ノ全勝ヲ制シタルモノナリ、女子教育ノ事ニ付テハ説クヘキコト多シトイヘトモ今日ハ唯其大切ナルコトヲ一言スルニ止ムヘシ³⁰

ここでは、女子教育について論ずる必要から、女子について、「女子ハ……子ヲ生ムトキハ直チニ天然ノ教員」であるという論理でとらえる流れで、さらに「家庭ノ教育」は母の手にあると論

²⁸ 「森文部大臣御演達（筆記写）」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、1998年、p.552（演説を行ったのは明治22（1889）年2月5日）。

²⁹ 森文相の「教育ノ政」「学政」については、吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出を参照されたい。

³⁰ 「十一月十八日文部大臣兵庫県会議事堂ニ於テ郡区長県会常置委員学校教員ヘ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.454（演説は明治20（1887）年11月18日）。

じている。これを女子論ではなく教育論として見れば、「家庭ノ教育」なる「教育」をとらえた上で、女子を教員になぞらえているということになる。

ではここで言う「家庭ノ教育」とは何を指しているであろうか。これはもちろん、先に見た、子弟を就学させる義務を履行する形態としての、家庭においてする「教育」ではない。「家庭」で「教育」が行われていることを事実としてとらえ、その中で特に子が母に「教育」されていることを事実としてとらえるものである。そして、ここではそのような意味で女子が「教員」であるのは、「天然」によるものととらえている。

(2)

女子の教育ハ教育上いちばん肝腎である、女子の教育は実に極かんじんだ、教員は女ダ、女は教員ダ、夫だから女子の教育は缺く可らざる一大肝要の事である、女は天然に教員となりて我子を胎内に居るときより、十四五歳になるまでハ実地に側に置いて教育して居るハ自然の仕組で、是ハ女親の務めだ、夫程の大事の女親だから教育を進めんとするにハ、女子の教育よりさきにせんければならん、女子の教育を重んじて充分に進めなければならん、爾来は女子が皆な教育を進めて、小学校の教員は女子に任せると云ふやうにしたいから、余程女子の教育を大切に骨をおらなければならん³¹

これも女子教育を論ずる議論の流れである。家庭における教育については、女子は子を胎内に居るときから十四五歳になるまで側に置いて「教育」する。そしてそれは「自然の仕組」であるとする。これは、単に子を「教育」するのが家庭において男ではなく女であるのが「自然の仕組」であるという意味にはとどまらず、女がその子を（家庭において）「教育」するのが「自然の仕組」によるという認識を含むと見るべきであろう。そしてそれを踏まえて、以後は小学校の教員も女子に任せるといふことにしたいという見解を示している。

(3)

女子教育 全国就学者中男女ノ比較ヲ見ルニ女子ノ就学甚タ少シ、女子ハ其子ヲ生メハ直チニ其養育ニ従事スヘキ天然ノ教員ニシテ且幼年ノ児童ヲ教育スルニハ天然巧妙ヲ得、男子ニ比スレハ遙カニ勝ル所アリ、故ニ女教員ヲ得テ小学校幼年生ノ授業ヲ担当セシムルトキハ其効益計ル可ラス、女子教育ノ忽ニス可ラサルヤ知ルヘシ、今夫レ女子教育ノ主眼トスル所ヲ要言セハ、人ノ良妻トナリ人ノ賢母トナリ一家ヲ整理シ子弟ヲ薫陶スルニ足ルノ気質才能ヲ養成スルニ在リ、女子教育ニシテ宜キヲ得サル間ハ教育ノ全体鞏固ナラサルナリ、国家富強ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係ス、忘ル可ラス、又女子ヲ教育スルニハ国家ヲ思フノ精神ヲモ養成スルコト極テ緊要ナリトス、今国家ノ為メニ要スル女子教育ノ精神ヲ言頭ハサン為メニ想像ノ例ヲ挙クレハ、母が孩児ヲ養育スル図、子ヲ教フル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別

³¹ 「森文部大臣の演説」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.475-476（演説は明治 20（1887）年 11 月 27 日）。

ルハ、図、国難ニ際シテ勇戦スル図、戦死ノ報告母ニ達スル図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲クルコト是ナリ、女子教育ノ精神ハ此度ニ達セシメサル可ラス³²

ここでは、「女子ハ其子ヲ生メハ直チニ其養育ニ従事スヘキ天然ノ教員ニシテ」と、家庭における子の「養育」を女子が行うことを述べている。議論全体の流れとしては、上記のほか数点の必要から女子教育の重要性を述べるものである。ここではそれ全体が「国家ノ為メ」という点から論じられている。

(4)

女子教育 次ニ女子教育ノコトニ就キ述ブベシ、前ニ不就学者ノコトヲ述ベシガ其不就学者中ノ多数ハ女子ナリ、抑教育ノ点ヨリ觀ルトキハ女子ノ教育ハ男子ノ教育ニ比シテ更ニ重且大ナルモノナリ、若シ女子教育ニシテ完成セバ小学校ノ設立ヲ要セザルモ可ナル程ノモノナリ、凡ソ子ハ男女ニ拘ハラズ、皆母ノ手又ハ叔母、姉等ノ手ニ養育セラルハ常トシ、而シテ児童ノ氣質ハ概シテ其間ニ定マルモノナリ、若シ女子ニシテ教育ノ心術アレバ其手ニ係ル所ノ児童ハ皆善ク教育ノ礎ヲ得ルノミナラズ、尚ホ其上ノ発達ヲモ得テ小学校ノ教育ヲ要セザル位マデ達シ得ベシ、蓋シ女子ハ天然ノ教員ト称シテ可ナルモノナリ、夫レ然リ、天然ノ教員タル女子ノ教育ニシテ今日ノ有様ヲ以テ荏苒経過セバ、我国ノ前途ニ高キ程度ノ文明ハ殆ント望ミテ得可ラザルベシ³³

これもやはり女子教育について論ずる文脈である。子は男女にかかわらず、母、叔母、姉等の手に養育され、児童の氣質は概ねその間に定まる。だから女子に「教育ノ心術」があれば、児童は「教育ノ礎」を得るのみならず、「其上ノ発達」をも得られ、小学校の教育がいらなくらいにまで達するであろう。すなわち女子教育が完成すれば小学校の設立が必要ない程に、女子教育は重要である。このように述べる。この議論は最終的には「我国ノ前途」に「高キ程度ノ文明」を得るという点に接続しており、結局、小学校による教育と母叔母姉等による教育とは、そのための方法として、交代可能なのである。

以上の演説から、森文相が家庭で行う教育について用いている論理をまとめると、以下のようになるだろう。すなわち、森文相は、事実として「家庭ノ教育」なる「教育」をとらえていた。そして女がその子を「教育」するのは「天然」「自然の仕組」による。夫も含めて「家庭」を形成しているとすれば、「家庭ノ教育」は「天然」「自然の仕組」によるものと理解される。森文相はそのような女の意義も踏まえて、国家的見地から女子の教育の重要性を論じた。国家的見地から教育を見る際に、女子が家庭で行う教育と小学校で行う教育は、国の文明の程度を高める方法

³² 「明治廿年秋森文部大臣第三地方部学事巡視中演説ノ旨趣」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.484-485。

³³ 「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽六県学事巡視ノ際説示ノ要領」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.536。

として交代可能であった。

第3章 学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論

森文相の演説で家庭や父母について論ずる際の議論の主題の第三は、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきとする議論である。

従来教員ハ生徒ニ読書算ノ芸ヲ教フルノミヲ以テ其職務ト思ヒ、只管其習ヒ得タル儘ヲ移シテ生徒ニ伝フレハ足レリトシタルカ如キ状況ナリシカ、是レハ一般ノ教育ノ進マサリシカ為メニ生シタル弊習トモ云フヘキカ、教員ニシテ此ノ如ク不親切ナルトキハ大切ノ子弟ヲ取扱ハシメンコト誠ニ不安心ノ至ナリ、蓋シ家庭ノ教育宜シキヲ得タル国ニテハ別段ナリト雖トモ本邦ニ於テハ未タ然ラズ、故ニ教員タル者ハ父兄ニ代リテ子弟ヲ薫陶シ十分ノ教育ヲ施シ善良ノ人ヲ養成スルノ重任ニ当ラサルベカラス、郡区長ニ於テモ善ク心ヲ此ニ用ヒ教育〔『全集』のママ——引用者注〕ヲシテ人ニ師範タルノ心得ヲ十分ニ合点セシメ、皆ニ学校内ニ於テ生徒ヲ教授スルノミナラス、生徒日常ノ事ニモ立ち入りテ懇切ヲ尽サシメ、万端ノ事皆之レカ模範トナリ、相談相手トナリテ出来得ル丈ケノ世話ヲ為スノ気込ミヲ生セシメサル可カラス³⁴

ここでは、学校教員の職務は読書算を教えることだけではないとした上で、ただ学校内で生徒を教授するのみでなく、「生徒日常ノ事」にも立ち入って懇切を尽くし、万端の事について生徒の模範になり、相談相手となって世話をするような気にさせなければならない、と述べている。ただしその際、「家庭ノ教育」が宜しきを得ていないから、という理由がついていることには注意しなければならない。日本では未だ「家庭ノ教育」が宜しきを得ていないから、教員が「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し十分の教育を施す必要があるというのである。

すなわち、この議論は、第一に、学校に通う子どもについて、学校での教育と「家庭ノ教育」との領域の区別を前提にした議論である。その際、その領域の区別は、学校で読書算、家庭で「善良ノ人ヲ養成」する、ということではなく³⁵、ここで「家庭ノ教育」と言うのは単純に子どもがいる場ごとに異なる主体が教育を行うということに過ぎない。もちろんこれは、先に見た、学校の教育そのものが父兄の行う教育を委託されたものであるといった議論とは、位相を異にしている。

³⁴ 「文部大臣九州巡回中郡区長ノ責任ニ属スル教育事業ニ付演述ノ趣旨大意」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.365-366（演説は明治20（1887）年2月）。

³⁵ 森文相は、別の演説で、「教育ノ主義」について、「教育トハ読書算等ノ如キ芸能ヲ言フモノニ非ラスシテ正確ナル人物ヲ薫陶養成スルノ義ナリ、然レハ国家ノ為メニ行フ所ノ教育ハ則国家ノ良民ト為ル様ニ児童ヲ薫陶養成スルヲ謂フナリ」と述べた後、それを「小学校ニ遂行スル」方法を論じている。（「十一月十八日文部大臣兵庫県会議事堂ニ於テ郡区長県会常置委員学校教員ヘ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.452-453（演説は明治20（1887）年11月18日））

そして第二に、森文相は、学校外における教育の少なくともいくらかは、本来「父兄」に任せべきものであるという前提をとっている。そうでありつつも、「家庭ノ教育」が未だ宜しきを得ないから、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施す、ということである。この点に関連して別の演説を見よう。

教育ノ恩 今時ノ教員〔『全集』のママ——引用者注〕ハ昔時ノ教育ト其性質ヲ異ニスルガ故ニ家庭ノ教育ハ甚タ困難ナル事情アリテ、父兄ノ応サニ為スヘキ事マテ教員之ヲ負担セサルヲ得サル事多シ、此事ハ今後四五十年モ経過セハイザ知ラス、古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケタル我国ノ今日ニ於テハ免カレ得ザルモノナレハ、教員タル者ハ最モ此ニ注意スルヲ要ス、若シ然ラサルトキハ児童或ハ其父母ノ無学ヲ嘲リ或ハ其迂遠ヲ笑ヒ以テ親子ノ情ヲ害スルニ至ルヘシ、而テ其罪ハ専ハラ教員ニ歸セサルヲ得ス、斯ノ如キ害ハ素ト教育ノ恩ハ主トシテ父母ニ対シ感セシムヘキモノヲ学校ニ対シテ之ヲ感スル様ニ妄導スルニ因ル、抑学校ニ於テ児童ヲ教育スルハ全ク其父母ノ心ヲ体シテ之ヲ行ヒ、其实委托ノ業トスルモノナルカ故ニ其恩ハ主トシテ父母ニ対シ感スル様ニ為子ハナラヌ事ナリ、況ヤ教育ヲ施行スル其教員ハ生徒ヨリ之ヲ恩人ナリト思フハ可ナルモ、教員自身ニ於テ己ハ生徒ノ恩主ナリト自負スルハ実ニ道德ノ何物タルヲ弁セサル者タルニ於テヤ³⁶

ここでは「父兄ノ応サニ為スヘキ事マテ教員之ヲ負担セサルヲ得サル事多シ」として、「家庭ノ教育」としてなすべきことまで学校教員が行わなければならないことがあることを述べている。言うまでもなく、ここには、「家庭ノ教育」と学校教育とが並立すること及びその領域区分が前提されている。

その上で、先の演説記録と異なるのは、「家庭ノ教育」が困難であるような事情を述べていることである。それは、「我国」が「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受」けたことによるものであり、ここに教員が注意しなければ、学校に通う児童が父母を「無学」「迂遠」として嘲り笑い、親子の情を害するような結果となるとして憂慮している。そのような、学校で児童が得る新知識と、父母の知識に差が生じている事態こそ、「家庭ノ教育」が困難な事情として森文相が念頭においていることであろう。同時にこのような新旧のずれこそが、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が負担しなければならない理由でもある。

森文相は、そのような新旧のずれという事態を、「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケタル我邦ノ今日」と、変動期であることによって生じたものと理解している。すなわち、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が行うことは決して本質的なことではなく、過渡的なものであった。

ところで、このような変動期の問題について、上記といくらか共通した議論をする演説があるので見てみよう。

³⁶ 「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽地方学事巡視中学校職員へ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.523。

昔日ノ女子其舅姑ト室家ヲ同フシ生計ヲ共ニシテ済ミ来リシハ、必竟昔日ニ於テハ女子皆同一ナル境遇ニ居リ縦令双方困難ナル事情アリシモ互ニ相容レ得タルナラン、然ルニ今日ノ女子ハ旧例故格ノ何タルヲ知ラズ、頓ニ現今ノ日新開明ノ世ニ遭遇シ殊ニ学校ノ恩惠ニ由テ稍女子ノ本分ヲ講得シ、又妻ト為リ一家ノ経済ヨリ交際ノ要国家ノ務マテモ学ヒ知ルニ至リ、昔日ノ習慣ニ成長シタル今日ノ年長即チ舅姑ノ地位ニ居ル者ハ概シテ今日開明ノ事情ニ通セス、故ニ嫁ノ知ルモノ姑之ヲ知ラズ、姑ノ知ルモノ嫁之ヲ知ラズ、方円柄鑿相容レサルノ觀ナキニ非ズ、此困難ナル時運ニ処シ一家ノ生活ヲシテ円滑ナラシムルト円滑ナラシメサルトハ、要スルニ嫁ノ心得方如何ニアリ、若シ一旦舅姑ト事アルニ方リ嫁ノ方ニ於テ舅姑教育ヲ受サリシモ此シキノ事ハ弁知シ居ルヘキ筈ナリトシテ相争ハズ、一家ノ波風立ドコロニ起ルヘシ、サレハ嫁ノ受ケタル今日ノ教育ハ反テ一家ノ風波ヲ起ス資本ト為ルナリ、若シ此学校ノ卒業生ニシテ斯ル不心得ノ者アリタランニハ、為メニ此学校ノ名誉ヲ損スルノミナラス、亦今日旧世、新世轉變ノ大事ヲモ害スルニ至ルヘシ、故ニ苟クモ此学校ノ卒業生タル者ハ身ヲ処スルヤ嫁シテモ舅姑ニ対シテハ昔日ノ旧慣ヲ忍守スル決心ナカル可ラズ、而テ今日忍守ノ辛苦ハ則チ他日善良ナル新日本国ヲ建ルニ必要ナル基礎ナリトノ真理ヲモ弁知シテ、其為メニ己ヲ犠牲ニ供スヘシト決意スル所アラサル可ラズ、サレバ今後数十年以内ニ於テ身ヲ処スヘキノ地位ニ立ツ女子ハ、忍耐ニ忍耐ヲ加ヘ其忍フヘキヲ忍ブハ勿論、忍ブ可ラサルヲモ強テ忍ンテ一家ノ風波ヲ起サル様ニ勉メザル可ラス、是余ガ今日ノ女子ハ特ニ困難ナル地位ニ居ル者ナリト云フ所以ナリ³⁷

これは東京高等女学校の卒業証書授与式での演説である。ここでは、現在は「日新開明ノ世」であり、学校で教育を受けた者は昔日の習慣によって成長した者とは相容れない「観」がなくはない、としている。そのような事態を前提に、新しい高等女学校の卒業生が嫁となったときに、舅姑に対しては「昔日ノ旧慣ヲ忍守スル決心」が必要であると論じているのである。ここで確認しておきたいことは、森文相の時代認識と、その中で占める学校の位置である。多くの家庭において未だ「昔日ノ旧慣」が生きているところ、学校で教育を受けた者は「今日開明ノ事情」も含めた新しく広い知識を得ているわけである。

さて、先の「家庭ノ教育」と学校教師について述べた演説に話を戻そう。森文相は、児童が父母を嘲り笑うような結果を来す理由について、「素ト教育ノ恩ハ主トシテ父母ニ対シ感セシムヘキモノヲ学校ニ対シテ之ヲ感スル様ニ妄導スルニ因ル」として、本来「教育ノ恩」は父母に対して感ずるものであるのに、学校に対して感ずるよう誤って導いていることを述べている。

そして森文相は以下のように言う。「抑学校ニ於テ児童ヲ教育スルハ全ク其父母ノ心ヲ体シテ之ヲ行ヒ、其实委托ノ業トスルモノナルカ故ニ其恩ハ主トシテ父母ニ対シ感スル様ニ為子ハナラヌ事ナリ」。すなわち、学校で児童を教育するのは「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、実際にはそれを「委託」として行っている。だから教育の恩は父母に感じなければならない。そのよ

37 「明治二十一年七月十二日東京高等女学校卒業証書授与式ニ於テ子爵森文部大臣ノ演説要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.500-501。

うな論理を用いて、森文相は、「親子ノ情ヲ害スル」ことのないよう、学校教員が父母の立場を尊重するよう述べているのである。

これは教育に関わる権利義務論ではなく、社会的な位相での議論と見るべきであろう。社会的関係として、森文相は、教師を、本来「父母ノ心ヲ体シテ」実際は「委託」されて教育を行うものと、少なくとも一面では見ていたわけである。すなわち、教育を行う関係として、むしろ父母と子どもの関係を基礎にして、学校・教師と子どもの関係を説明する論理を用いていた。

おわりに

第1節 本論文の成果

本論文では、森有礼文部大臣が行った演説における、教育と関わって父母や家庭について論ずる際の論理を整理検討した。森文相は各地における演説で同じ主題を繰り返し説いており、その主題のうち特に、子どもの教育に関わる権利義務についての議論、女子教育についての議論、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論の中で、父母や家庭について教育と関わって論ずる議論を確認できた。

それらの主題における議論を、相互の関係を考慮しつつ総合してみると、以下のような論理を構成することができるだろう。

森文相は、権利義務論の位相では、父兄はその子弟を「学に就かしむるの任」を国家に対して有するとともに、一方で、子弟の教育についての「自由」を有することを認めていた。学校での教育は、一面で父兄の国家に対する就学義務の履行として行うものであり、一面で父兄からその「子弟を引受けて」教育する意味のものであった。(第1章)

また、社会的位相においては、森文相は、事実として家庭で「教育」が行われることをとらえ、それを指して「家庭ノ教育」という言葉を用いている。そして女がその子を「教育」するのは「天然」「自然の仕組」によると考えていた。夫も含めて「家庭」を形成しているとすればすなわち「家庭ノ教育」そのものが「天然」「自然の仕組」によって説明されることになる。

もちろん子どもが学校に通うことも事実であって、学校であれ家庭であれ、子どものいる場ごとに異なる主体が教育を行うことを森文相は認識していた。ここで、国の文明の程度を高める方法として、女子が家庭で行う教育と小学校で行う教育は交代可能であった。(第2章)

その上で、森文相は、学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、実際には「委託」として行うものであるから、「教育ノ恩」は主として「父母」に対して感じさせるべきであって、それを学校に対して感じさせることにより「親子ノ情」を害することにならないようにすべきことを述べていた。また、「家庭ノ教育」が未だ宜しきを得ないから、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施すべきことを述べるにしても、それは「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケ」た変動期であることによって生じた、新旧のずれによるものと理解しており、決して本質的なことではなく、過渡的なものと扱っていた。(第3章)

また、森文相の教師観について言えば、権利義務論の位相において、国家事業の一端を担うという国家-教師関係と、「他人の子弟を引受けて」教育するという父兄-教師関係の両方の論理を含んでいたと言える。社会的な位相では、そもそも学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行う

ものであり、「教育ノ恩」は主として学校ではなく「父母」に対して感じさせるべきであると述べており、すなわち、教育を行う関係として、むしろ父母と子どもの関係を基礎にして、学校・教師と子どもの関係を説明する論理を用いていた。加えて言えば、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施すべきことを述べているが、それは「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケ」た変動期における過渡的なものであった。

第2節 本論文の成果の意義と今後の課題

以上の森文相の論理について、さらに検討を要する点を、先行研究との関係にも言及しつつ述べてみたい。

第一は、森文相の「教育」について、学校教育を含めた全体構造を明らかにすることである。この点、森有礼の「学政」と「教育」の区別や、個人の自由と国家的価値の、学校における接点については、既に別の論文³⁸で検討した。本論文で見た、父母や家庭について論ずる際の森文相の論理に、同論文の所説は整合的であると思われる。

第二は、家庭教育史における位置づけである。本論文では、森有礼が既に明治20(1887)年頃において事実として家庭で行われる教育を指して「家庭ノ教育」という言葉を用いていたことを示した。これは家庭教育についての言説研究で指摘される家庭教育論の成立期よりも早い時期にある。森の「家庭ノ教育」を家庭教育に関する言説史の上にかに位置づけるかは今後検討されなければならない。

とりあえず注目しておきたいことは、森有礼文相が父兄の権利義務を論ずる論理に、教育に関する父兄の自由、ないし就学義務に先立つ関係が含まれていたことである。したがって、一面では、事実として家庭で行われる「家庭ノ教育」も、これらに根拠づけられることになる。

森文相の議論は、一面で言説上の家庭教育論と見ることができる。森文相が確かに「家庭ノ教育」を学校での教育に「対」するものとして扱っていたとしても、それは事実として教育の区分の問題であった。その上で、森文相の論理は、国家的見地からする「公教育」には回収されない、個人の「教育」の自由、ないし就学義務に先立つ関係という基底を一方で持っていたわけである³⁹。家庭教育論史として森のこの議論をいかに位置づけるかは問題となるだろう。「近代日本で主流となる家庭教育論とは異なる家庭教育論」がここにも見られるということでもあるが、森文相の議論の位置づけの問題は、その「主流」が「主流」となった背景にも関わるものだろう。

また、森文相の議論は、権利義務論上の「家庭教育」概念の問題においても意味を持つ。家庭においてする就学義務の履行について、「学ぶ所の課程と性質」が「政府の許す処のもの」でなければならないというのも、父兄の自由の面を基礎に見るとすれば、父兄の自由に対する国家的制限ということになる。先行研究では、『文部省示諭』で言う「家庭教育」は父兄の就学「責任」上のものであるとされてきた。しかし森文相にとってはそれは同時に父兄が自由に基づいて、ないし就学義務に先立つ関係に基づいて「教育」を行う一形態でもあるわけである。これを見れ

³⁸ 吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出。

³⁹ この点が森有礼研究において重要な意味を持つことも、既に本文中で指摘した。

ば、逆に、『文部省示論』やそれと同時期の他の議論において、「家庭教育」の父兄の自由に属する側面が意識されていたのかどうか検討するという課題が提起されるだろう。その作業は、本論文で見た森文相の論理を教育に関する権利義務論の歴史の上に位置づける作業でもある。

第三は、森有礼が「家庭ノ教育」を「天然」「自然の仕組」によるものと理解していることに関わる。森有礼にとっての「天然」「自然」の秩序をより多方面に究明してゆく必要がある。それは本論文で明らかにした母と子の関係とともに、夫婦の関係を合わせて「家庭」を根拠づけている可能性もあり、さらに個人の「自由」に及ぶ可能性もある。「天然」「自然」と国家との関係も含めて究明することで、新しいトータルな森有礼理解を提示することにつながると考えられる。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP24730661 の助成を受けたものである。